

小田急電鉄株式会社

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策基本方針及び実施方法

基本方針

ア 新型インフルエンザが発生し、政府に「新型インフルエンザ対策本部」が設置されたときは、国土交通省からの情報提供により、本計画による対策を実施し、旅客および鉄道係員の感染拡大防止による安全を最優先に、輸送の確保に努める。

イ 本計画は、国のガイドライン等の変更および情勢の変化により、適宜内容を見直し、必要に応じて変更する。

ウ 計画の変更に当たっては関係部門の会議体に諮るのものとする。

エ 係員の欠勤率に応じた要員計画に基づき、業務を実施する。

感染対策の検討・実施

ア 鉄道係員への感染拡大対策を実施するほか、旅客に対しては、当社ホームページ等によりマスク着用、咳エチケットの徹底などの呼びかけを行う。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

国に新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、社長を本部長とした総合対策本部を設置し、従業員の罹患状況等を把握するほか、新型インフルエンザ等に関する具体的な措置の検討、決定およびその指示等を行う。

(2) 情報収集・共有体制

総合対策本部は、国等からの新型インフルエンザ等の発生に関する情報を収集、整理するとともに、その情報を従業員に周知する。

(3) 関係機関との連携

平素から関係官庁、沿線自治体および同業他社等との間で新型インフルエンザ等対策に係る連携体制の整備に努める。

3. 従業員に対する教育・訓練

(1) 感染および感染拡大を防止するため教育を実施し、健康管理を推進する。

(2) 自治体等の指定公共機関の実施する訓練への参加に努める。

以 上